

建設系廃棄物等

建設に伴う廃棄物の分類と排出事業者

建設系廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる廃棄物）等については、複数の下請業者等が存在するため、排出事業者が不明確になり、不適正な処理が行われる可能性があります。したがって、誰が排出事業者になるかを確認し、適正に処理を行ってください。

廃棄物の分類	排出事業者	廃棄物の例
建設工事に伴い発生する廃棄物	元請業者	建設工事で発生する、がれき類、木くず、壁土、廃瓦、廃塗料など
解体する建物等に残置された廃棄物	建物等の所有者	生活用品、タンス、テレビ、家庭用冷蔵庫、エアコン、業務用冷蔵庫、エアコンなど

〈建設工事に伴い発生する廃棄物〉



〈解体する建物等に残置された廃棄物〉



どうやって処理するの？

【建設現場から発生する廃棄物】

元請事業者が自ら処理するか、発生する廃棄物の処理業の許可を有する事業者処理を委託してください。（下請事業者が許可を有していれば、元請事業者が下請業者に委託することも可能です。）

【解体する建物等の残置物】

建物の所有者に自ら処理を行ってもらうよう依頼しましょう。所有者自身で処理できない場合は、本市の一般廃棄物処理業の許可を有している事業者処理を依頼してください。

解体現場等に残置された業務用冷蔵庫等についても、令和元年10月よりフロン排出抑制法の改正等に伴い、取扱いが厳格化されていますので、ご注意ください。

建設系廃棄物の適正な運搬方法と保管方法等

建設系廃棄物は複数の廃棄物等が混在するため、その分別が適正にされないことにより、その後の処理に支障をきたすことがあります（家電製品や石綿含有産業廃棄物の混入など）。

また、委託する場合は委託の内容に従って廃棄物の分類をしてください。発生する産業廃棄物の量が非常に多いことから、運搬基準や保管基準を遵守するとともに、必要に応じて届出を行ってください。

(運搬基準)

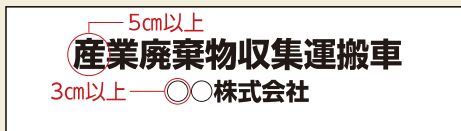
- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障を生じないよう必要な措置をすること。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の必要事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に必要な書面を備え付けておくこと。

表示

注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

<自社運搬>



<他社運搬>



建設現場で、石綿含有産業廃棄物や廃石綿等の（特別管理）産業廃棄物等が発生することが予想される場合は、特にこれらの廃棄物の適正な処理や管理を行うようにしてください。

建設系廃棄物の届出

建設系廃棄物を屋外又は屋内で保管しようとする場合には、法または愛知県の条例（廃棄物の適正な処理の促進に関する条例）に基づき、届出が必要となる場合があります。

届出が必要となる場合（×：届出不要 ○：届出必要）

区分	位置	事業場外		事業場内		
		保管面積	100㎡以上	300㎡以上	100㎡以上	300㎡以上
建設廃棄物	法律	屋内	×	○	×	×
		屋外	×	○	×	×
	条例	屋内	×	×	×	×
		屋外	○	×	○	○

届出は必要書類を添付し、豊橋市役所廃棄物対策課までご提出ください。